

## 関係業者の皆様へ

かねてより本学契約等関係業務につきまして、ご理解ご協力いただきありがとうございます。

物品購入等契約に係る支払期日については、一月の取引分（当月納品等給付完了分）について適法な請求書を指定日までに受理した場合、翌月25日までに支払うこととしております。

支払日は下記のとおりです。

つきましては、前月末までのお取引分（納品等の給付の完了済分）について当月払いをご希望の業者様におかれましては、代金の請求に必要な関係書類等を下記「契約係提出期限」までに、契約係までご提出くださいますようお願いいたします。

### 記

年月	支払日	契約係提出期限
2020年4月	2020年4月24日	2020年4月15日
2020年5月	2020年5月25日	2020年5月15日
2020年6月	2020年6月25日	2020年6月16日
2020年7月	2020年7月22日	2020年7月14日
2020年8月	2020年8月25日	2020年8月11日
2020年9月	2020年9月25日	2020年9月16日
2020年10月	2020年10月23日	2020年10月14日
2020年11月	2020年11月25日	2020年11月16日
2020年12月	2020年12月25日	2020年12月16日
2021年1月	2021年1月25日	2021年1月15日
2021年2月	2021年2月25日	2021年2月16日
2021年3月	2021年3月25日	2021年3月16日

令和2年1月29日

国立大学法人鹿屋体育大学  
財務課契約係長 吉迫勇次